

# 保険代理店経営者様へ

# 迫るタイム・リミット！ 委託型募集人 最適な契約形態を選べますか？

## ◆保険代理店泣かせの保険業法

金融庁による委託型募集人の適正化期限は平成27年3月末ですが、代理店は26年内に適正化を完了していかなければなりません。それまでに「雇用」「派遣」「出向」「役員化」などの中から、自社に最適な契約形態を選択しなければなりません。

会社と保険募集人(使用人)を守る決断の時が近づいています。

## ◆かわちの社労士にお任せを

社会保険労務士は人事・労務管理の専門家です。かわちの社労士は、保険代理店の皆様と長年かかわってきました。今こそ、お役に立てるときです。お気軽にご相談ください。

社長さん、こんなことでお困りではありませんか？

- 「正社員」でないと保険商品は販売できへんのか？
- 「直接雇用」「派遣」「出向」の違いがようわからん！
- 雇用契約書の作成の前に、就業規則がいるのかなあ…
- 給与計算のために人手をかける余裕はあらへん
- 人事・労務のこと気軽に相談できる相手がおったらなあ…



## 人事・労務管理のことなら かわちの社労士がサポートします

かわちの社労士は、中小企業事業主様のパートナーとして、地域密着型の「身近でお役に立つ」社労士であり続けたいと考えています。開業から2年、お陰様で多くのお客様に巡り合うことができました。

### かわちの社労士（代表者）のプロフィール

- 1959年2月生まれ、東大阪市（旧布施市）で生まれ育ちました。東大阪市立楠根小学校・中学校、府立八尾高校卒業。最終学歴は大阪市立大学二部文学部（教育学専攻）中退。
- 学童保育指導員（二部学生時代）、病院勤務などの職業を経験。
- 1989年に中小業者団体の事務局に入局し、東大阪市内で8年間、大阪市内で14年間勤務。税金・経営・融資、労働保険・社会保険、共済・社会保障などを担当し、相談・実務・講師活動にあたりました。
- 2012年11月 社会保険労務士試験合格。
- 2013年 1月 社会保険労務士登録、事務所開業。



### 保険業界とのかかわり

中小業者団体の共済会の事務責任者を務めていたとき、保険業法の改正により、自主共済が存続の危機に。同じ立場の開業医、医療機関、労働組合などと共に行動しました。損保業界の方々とのつながりもできました。社労士開業後も、生保代理店様からお客様の紹介をいたくなく、お世話になっています。

## かわちの社労士事務所

社会保険労務士 喜多裕明  
〒577-0027 東大阪市新家中町6-7

★お気軽にご相談ください★  
TEL 06(6784)4556  
FAX 06(6785)7113 <http://kawachino.org>

# 社会保険労務士だから.. すべてOK



## 労働保険 社会保険

加入・脱退

年度更新

保険料算定

これはキツイわ~

### 社会保険未加入対策 (雇用・健保・厚生年金)

#### ①社会保険調査を4年一巡で

日本年金機構（年金事務所）は「全加入事業所の社会保険調査を4年で実施する」と発表し、  
肃々と実行しています。

【東大阪年金事務所の場合】

算定基礎届提出時調査（7月）	7,200 件
総合調査（通年、半日かけて）	1,800 件
合 計	9,000 件

#### ②他業界では許可取り消しも

労働者派遣事業では、社会保険未加入を理由に  
許可更新を取り消された企業も出ています。

## 雇用保険助成金

計画書・支給申請書の作成・提出は社労士が  
代行します。就業規則もお任せください！

## 労働保険事務組合

①社長さんも加入できる ②保険料を年3回に  
分割納付できる ③事務の手間が省けます。

へー、そやったんや。ほんで？

### 社労士に手続きを任せたら

- ① 社労士は労働・社会保険のプロ。  
ミスなく確実に行います。
- ② 社長さんが手続きに取られる時  
間はムダ。経営に専念できます。
- ③ 総務担当者が過重負担では？  
残業時間を減らせます。

### 社会保険 ミニ Q&A

Q 1. パートや非常勤でも社会保険に加入しなければならないですか。

A 1. 雇用保険は週20時間以上勤務、健保・厚生年金は所定時間の4分の3以上勤務する人が対象になります。

Q 2. 「今さら社会保険なんか…。手取りが減るだけ」と嫌がる使用人（募集人）がいます。

A 2. 平成27年10月（予定）から年金を10年掛けば、将来受け取れるようになります。

社会保険は会社が保険料を半分負担してくれる  
ので、使用人さんも安心できる制度です。

〒577-0027

東大阪市新家中町6-7

かわちの社労士事務所

社会保険労務士 喜多裕明

TEL 06(6784)4556

FAX 06(6785)7133

<http://kawachino.org>